

令和2年5月29日

市内障害児通所支援事業所 管理者様

横須賀市福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス対策事業に伴う請求事務の対応について（その5）

本市の児童福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび令和2年5月25日に神奈川県で緊急事態宣言が解除されたことに伴う、6月以降の取扱いについてお知らせいたしますので、ご確認ください。

1. 代替サービスの実施について

居宅への訪問や電話等で児童の健康相談や相談支援等の可能な範囲での支援の提供を行った場合について、通常提供しているサービスを提供しているものとして報酬算定することが認められていますが、6月中もこの取り扱いを継続します。

2. 6月の学校再開に伴う請求の取扱いについて

※下記取扱いは、放課後等デイサービス事業所のみが対象です。

本市の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校では、6月1日より段階的に授業を再開し、7月より通常授業に戻る予定です。

6月中は分散登校、短縮授業を行うため、令和2年5月28日に国が発出した事務連絡、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」と同様の取扱いとし、全日休業日単価として請求してください。

7月以降の取扱いについては、学校等の運営状況に応じて別途お知らせします。

3. 利用者負担軽減について

6月提供分の利用者負担に係る補助は、コロナ感染症対策に伴う学校の臨時的措置がとられていることを鑑み、4月・5月と同様の内容で実施される予定です。詳細は別途お知らせいたします。

【参考】

○厚生労働省 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（5月15日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631018.pdf>

○厚生労働省 緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）（5月28日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634924.pdf>

問合わせ先

横須賀市役所障害福祉課給付係

電話 046-822-9488

FAX 046-825-6040